

東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制

東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）における建学の精神に基づく大学の使命・教育及び教育目的の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、内部質保証の基本方針及び実施体制を定める。

1. 内部質保証の基本方針

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的及び教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）（=Plan）に基づいて、教育研究活動その他の大学の諸活動（=Do）を自己点検・評価した上で、その結果を検証（=Check）し、改善（=Action）に結び付けることにより、本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組み、すなわち PDCA サイクルの機能を構築し、実質化させることを、本学「内部質保証」の基本方針とする。

2. 内部質保証推進のための実施体制

(1) 組織

内部質保証を推進するための組織として、「本学内部質保証推進委員会」及び「本学自己点検・評価委員会」の2組織を置くこととする。

① 本学内部質保証推進委員会

学長の下に「本学内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を置き、自己点検・評価の企画、実施結果の点検及び調整、改善事項の監督管理、評価結果の公表等を担う、「内部質保証の推進に責任を負う」組織とする。

② 本学自己点検・評価委員会

学長の下に「本学自己点検・評価委員会（以下、「評価委員会」という。）」を置き、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを行う、「自己点検・評価の実施を担う」組織とする。

「推進委員会」及び「評価委員会」については別に定める。

(2) 手続等

内部質保証の推進に係る手続及び PDCA サイクル機能の実質化については、本学内部質保証推進規程及び実施体制細則に定める。